

# 裁 決 書

審査請求人

上記代理人 札幌市

甲斐 基男

処 分 庁 札幌市中央区南2条西14丁目  
北海道後期高齢者医療広域連合

審査請求人が平成20年5月31日付けで提起した後期高齢者医療への加入手続きに係る審査請求について、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査請求を却下する。

## 事 実

審査請求人（以下「請求人」という。）は、処分庁が平成20年4月1日付けで請求人に対して行った後期高齢者医療への加入手続き（以下「原処分」という。）を不服として、平成20年5月31日付けで北海道後期高齢者医療審査会に審査請求を提起した。

## 審査請求の趣旨

請求人は、原処分の取消しを求めて、次のとおり主張する。

- 1 本人の意思確認や自発的な手続きを経ず、後期高齢者医療制度に強制加入させることは、憲法第13条に規定されている個人の尊重に違反する。
- 2 75歳以上を対象とした医療制度を創設し、その被保険者全員から保険料を強制的に徴収したり受けられる医療を制限したりすることは差別であり、憲法第14条に規定されている法の下の平等に違反する。

## 裁決の理由

- 1 後期高齢者医療制度の被保険者については、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条において、同条第1号で後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の区域内に住所を有する75歳以上の者を、同条第2号で広域連合の区域内に住所を有する65歳以上75歳未満の者であって、厚生労働省令の定めるところにより、政令で定める程度の障害の状態にある旨の当該広域連合の認定を受けたものを、それぞれ被保険者とする旨規定されている。
- 2 請求人は、原処分時、札幌市に居住する75歳の者であることから、法第50条第1号の規定により、処分庁が行う後期高齢者医療の被保険者となつたものであり、後期高齢者医療への加入に当たっては、請求人が審査請求の趣旨1で主張する本人の意思確認等については必要とされていない。  
したがって、本件審査請求は、処分庁の処分ではなく、法令に規定されている事項について取消しを求めていることから、不適法なものである。

よって、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成20年10月9日

北海道後期高齢者医療審査会  
会長 伊藤 隆



教 示

この裁決について不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に裁決の取消しの訴えを提起することができます。

なお、裁決があったことを知った日の翌日から6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。